

薬薬連携情報ネットワーク

「バイタルリンク」導入利用の手引き

(平成29年施行改正個人情報保護法等準拠)

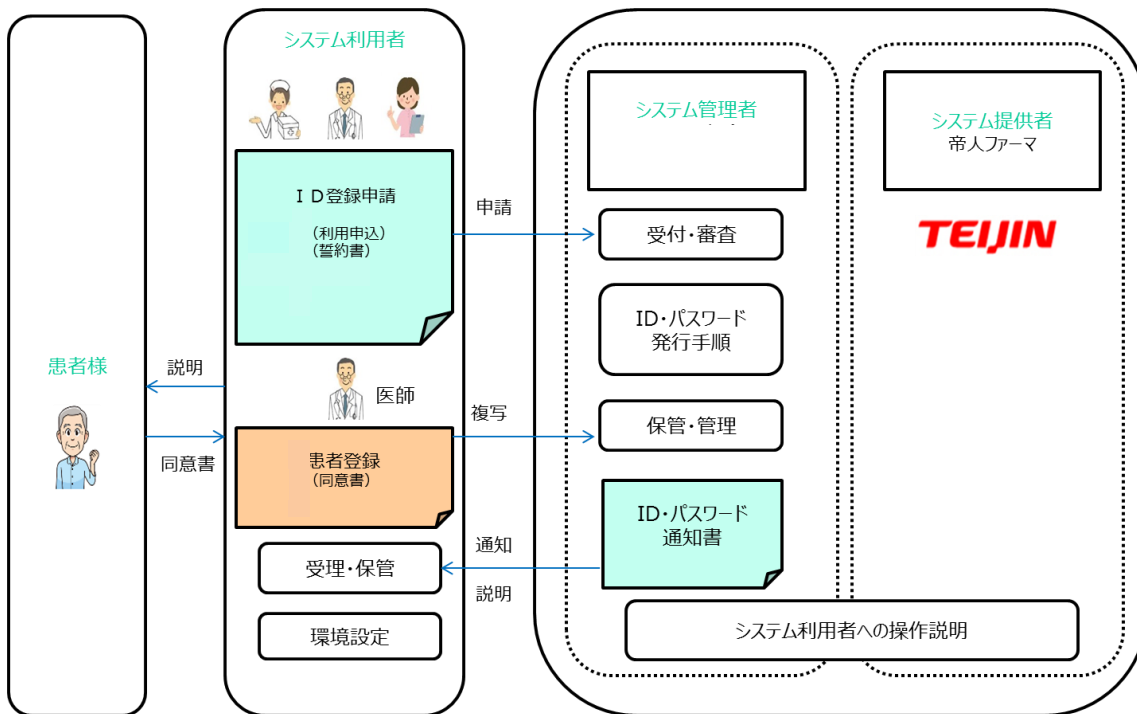
2024年8月1日

第1版

松阪市民病院

【 I 】「バイタルリンク」利用申込書の手続

「バイタルリンク」を導入利用する者(以下「システム利用者」という。)は、松阪市民病院(以下「病院」という。) 薬剤部宛に、あらかじめ次の手順による手続きが必要になります。



【新規登録手続の手順】

① <システム利用者(薬局)>

「バイタルリンク」利用希望者は、あらかじめ本手引きに記載される要件等を了解の上、「利用申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、病院 薬剤部へ提出してください。

② <システム利用者(病院)>

ID・パスワードの発行処理後、病院よりID・パスワード通知連絡をします。なお、別途ご使用の端末ごとに、環境の確認と機種認証設定が必須です。このような処理には、日数を要することをご確認ください。

③ <システム利用者(病院・薬局等)>

「バイタルリンク」の利用を開始します。

なお利用には、対象となる患者(代理人)への説明及び同意書が必要。

(同意書は、取得者が保管・管理)

【Ⅱ】導入に係る必要な設備・要件及び費用負担

(1) 必要な設備と要件

○システムを利用するためのパソコン又はタブレット端末等は、システム利用者(事業者)が準備をしてください。その際、利用者個人の私的端末・スマホ等の使用(BYOD)は原則※として避けてください。病院・薬局業務用に供する端末を機種認証の上使用します。

※BYOD = Bring your own device をさけることは、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版(平成29年5月)第6章に規定されています。単独端末で公私が完全に分離できる場合は例外。

○システム利用に係る動作環境は以下のとおりです。

① OS(オペレーティングシステム)

パソコン・タブレット・スマホ等の端末で下記のOSがご利用になれます。

(それぞれメーカーサポート期間の過ぎた古いバージョンは避けて下さい)

- ・Microsoft Windows
- ・Android
- ・iOS
- ・Macintosh OS

② ウェブブラウザについて

パソコン・タブレット端末等で下記のウェブブラウザでのご利用となります。

- ・Google Chrome
- ・Safari (iOS, Macintoshの場合)

※Internet Explorer、Microsoft Edge は不適合ですので、ご注意ください。

なお、その際のインターネットアクセスは、公衆無線LAN接続を避けること。

○ウイルス対策(セキュリティソフトのインストール等)を端末ごとに必ず講じてください。

ウイルス対策ソフト環境の設定は特定しませんが、すべてについて動作保証するものではなく、個別設定で不明の点は帝人の担当者にお問い合わせください。

※なお、ウイルス感染等の疑いが生じた場合は、直ちにインターネットとの接続を切断の上、松阪市民病院のシステム管理者(以下、S管理者という)に連絡ください。

(2) 「バイタルリンク」利用に係る費用

○システムの利用料は、

「バイタルリンク」のS管理者(利用者のID登録管理等を行う 薬剤部担当者)及び個別の管理者(患者登録権限を持つユーザー・主治医)が負担します。

(管理者のもとで薬局等に係る他職種のシステム利用者の負担はありません。)

○インターネットの回線使用料及びインターネット環境を維持するための費用は、管理者を含むシステム利用者のそれぞれの負担となります。

(※ただし、これら費用について、事業者・行政等から経費負担等のある場合は、その限りではありません。)

【Ⅲ】薬薬連携システム・「バイタルリンク」利用指針

この指針は、病院・院外薬局(以下「薬局」という。)に携わる薬剤師等が、患者利用者等(以下「患者」という。)の投薬等に関わる個人情報保護などの取り扱いについて、「バイタルリンク」を利用する際に遵守し、適切に管理するために、以下に必要な事項を定めるものです。

これらは、「改正個人情報保護法」(29.5施行)、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」(29.5)に準拠し、遵守することを前提とします。

1. 「バイタルリンク」管理者及び責務

この「バイタルリンク」の松阪地域内利用にかかるS管理者は、病院の薬剤部であり、本システム利用に係る管理権限と責務を有する。

2. 「バイタルリンク」利用の承認

システム利用者は、あらかじめ「バイタルリンク」利用申込書兼誓約書(様式1)をS管理者である病院の薬剤部に提出し、「バイタルリンク」利用に関する所定手続きをしなければならない。

S管理者は、次に掲げる事項を遵守し個人情報を適切に管理できるシステム環境の確認及び整備をしなければならない。

- ・病院及び薬局関係者が患者の個人情報を共有することの取扱いについて本人或いは家族などから説明に基づく同意を得ているか確認する(様式3)。
- ・「バイタルリンク」の利用者は患者に関する個人情報の取り扱いに関して、漏えいや目的外に利用しないことの誓約をしたことを確認する。
- ・「バイタルリンク」利用に際し適切なID及びパスワードの発行及び手続きをする。
- ・利用者の端末が、BYODを避け適切な端末認証を経たものの利用となるよう依頼する。

3. システム利用者及びシステム管理者の責務

システム利用者(個別管理者を含む)及びS管理者は、個人情報取扱事業者としての法令及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」、さらに総務省「ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン第1.1版」等に定める次の各号に関する事項について遵守しなければならない。

(1)利用目的の特定

システム利用者が個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的の薬剤情報等について病院・薬局が通常必要とされる次に掲げる業務に特定しなければならない。

- ・病院、薬局、等との連携
- ・疑義照会への連携

(2)利用目的の公表

システム利用者は、個人情報を取り扱う業務の利用目的を制限して利用することについて、患者に説明をしなければならない。(書式・システム説明用紙)

(3)安全及び正確性の確保

システム利用者及びS管理者・管理者は、適正な薬剤情報サービスを提供するため必要な範囲において取得した療養者の個人データについて、安全及び正確性の確保に必要な次の各号に関する事項を遵守しなければならない。

- ・「バイタルリンク」を利用する者の所属する病院及び薬局は、病院の管理担当者(管理者という)を1名程おき、個人情報の適切な取り扱いが利用者間でなされるよう監督すること。
- ・個人データの漏えい等の問題が発生した場合又は発生の可能性が高いと判断した場合は、S管理者に速やかに連絡をし、必要な措置を講じなければならない。
- ・民間事業者等に「バイタルリンク」の使用に係る端末機器の保守について委託する場合は、契約において個人情報の適切な取り扱いを規定し、受託者に対して必要かつ適切な監督をしなければならない。
- ・利用者の属する事業者は、その従業者及び従業者であった者との雇用契約や就業規則、教育研修等において、個人データの取り扱いについて守秘義務を課すなど必要かつ適切な監督をしなければならない。
- ・使用するモバイル端末には画面ロック等をつけるなど、盗難、紛失時の情報漏えいを防ぐ手立てを講じること。
- ・「バイタルリンク」を起動(ログイン)する際に使用する利用者ID及びパスワードは、利用を許可された本人以外が使用してはならない。また、ブラウザ等でのパスワードの自動保存入力機能は利用しないこと。
- ・「バイタルリンク」を起動(ログイン)する際に使用するパスワードは、定期的に変更しなければならない。
- ・「バイタルリンク」に登録されている個人データは、S管理者の許可なく、無断で他の情報システム等に複製してはならない。(制度上必要なカンファレンスで必要最小限度の転記や印刷と特定関係者内部での利用。または、事例報告で個人が特定出来ないように加工する場合等を除き、以下(4)に規定する個人の同意にも配慮する。)
- ・「バイタルリンク」に関する情報通信ネットワーク及び情報機器等の環境については、S管理者により情報セキュリティ上の安全性を認められた環境でなければ使用してはならない。

(4)個人データの取り扱いに関する本人の同意

システム利用者は、個人データの取り扱いに関する療養者本人の同意について、次の事項を遵守しなければならない。

- ・「改正個人情報保護法」に定められたとおり、患者の薬局にかかる情報は、特に「要配慮個人情報」として厳格な管理を要し、本人の同意を得ない第三者提供(オプトアウト)は禁止されている。(同法2条第3項)

(5)本人からの求めによる保有個人データの開示

医療・薬局は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法等により、遅滞なく、当該個人データを開示しなければならない。

なお、S管理者は、開示に必要な個人データの利用状況等を速やかに医療・薬局に提供しなければならぬ。

ただし、個人データを開示することで業務の適正な実施に著しい支障をおよぼす恐れがある場合など法令等に定める開示の例外に該当する場合は開示しないことができる。

4. 「バイタルリンク」システム提供者

帝人ファーマ株式会社 《システム操作に関する問い合わせ》

連絡先【担当部門】帝人ファーマ株式会社 地域包括ケア事業推進部

【担当者】岡崎 哲也

【担当者直通電話番号】080-2529-8955

5. 「バイタルリンク」S管理者（システム管理者）《登録管理運営に関する問い合わせ》

松阪市民病院(システム担当者) 佐々木 牛田

連絡先・・・0598-23-1515 [受付時間 平日8:30~17:00]